

平成 30 年 9 月 26 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月26日（最終日）

- 日程第1 認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第2 認定議案第2号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第8 議案第55号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第57号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第58号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第59号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第15 発議第61号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第16 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 山本優作 | 2番 | 鈴木浩二 |
| 3番 | 片山陽市 | 4番 | 小嶋完作 |
| 5番 | 内田保 | 6番 | 石垣菊蔵 |
| 7番 | 服部光男 | 8番 | 藤井満久 |
| 9番 | 吉原一治 | 10番 | 松本保 |
| 11番 | 榎戸陵友 | 12番 | 石黒充明 |

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-----------------|------|----------------|-------|
| 町長 | 石黒和彦 | 副町長 | 北川眞木夫 |
| 総務部長 | 中川昌一 | 総務課長 | 大岩幹治 |
| 検査財政課長 | 山下忠仁 | 防災安全課長 | 内田純滋 |
| 税務課長 | 神谷和伸 | 企画部長 | 田中嘉久 |
| 企画課長 | 滝本功 | 地域振興課長 | 滝本恭史 |
| 建設経済部長 | 鈴木良一 | 建設課長 | 鈴木淳二 |
| 産業振興課長 | 川端徳法 | 水道課長 | 相川徹 |
| 厚生部長 | 田中吉郎 | 住民課長 | 宮地利佳 |
| 福祉課長 | 相川和英 | 環境課長 | 宮地廣二 |
| 保健介護課長 | 鈴木茂夫 | 教育長 | 大森宏隆 |
| 教育部長兼 学校教育課長 | 山下雅弘 | 社会教育課長 | 森崇史 |
| 学校給食 センター所長 | 宮本政明 | 会計管理者 兼出納室長 | 鈴木正則 |

5 職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 相川博運 | 主幹 | 大久保美保 |
|--------|------|----|-------|

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る9月10日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第1、認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑としまして、学校教育研究及び教育指導研究委託料は、17テーマについて研究されているが、28年度は、25テーマで同額支払われている。その理由は何か。また、研究成果の確認はできているか。

答弁としまして、これは実績報告書の表記を変更したもので、28年度は教頭研修会をはじめとした学校を超えた各専門グループの研修18グループと、各小学校単位の6研究グループ及び新任研修を合わせた25グループの表記でありましたが、29年度は学校を超えた各専門の17グループの研究テーマのみを表記しました。

委託金額につきましては、校長会に一括して教育指導研究と学校教育研究を委託しており、研究グループの数によらず、予算額を上限として支出しております。また、研究成果につきましては、各研究グループの実績報告書において確認をしています。

次の質疑としまして、離島高校生修学支援費補助金は、こういった基準で通学費、居住費、帰省費を支給しているか。

答弁としまして、通学費につきましては、自宅である離島から通学する生徒に、離島航路に係る通学定期券購入費や乗船料を支給しています。

居住費につきましては、下宿やアパート等から通学する生徒に、食費、光熱水費を除く家賃代を支給しています。

帰省費につきましては、高校の寮に入っている生徒に、帰省に要する離島航路に係る乗船料を支給しています。

いずれも、月額8,300円を上限としています。在学証明書、定期券購入費の証明書、乗船料の領収書、下宿・アパート等入居証明書または契約書のコピーで確認しています。

次に、社会教育課関係について、質疑としまして、収蔵資料の整理、特に山海ふれあい会館移転分の整理は何年かかるか。

答弁としまして、平成30年度を含め3年をめどに整理を完了したいと考えています。

次の質疑としまして、体育協会助成金の30万172円増の理由は何か。

答弁としまして、要因の一つといたしましては、毎年12月第1土曜日に開催されております愛知県市町村対抗駅伝競走大会において、本町を代表して出場する選手のサポート経費について、ほかの知多地域4町並みにしたものであります。

2つ目の要因といたしましては、近年の酷暑に対応するため総合体育館に大型扇風機を4基購入したためです。

次に、学校給食センターの関係について、質疑としまして、給食センター備品57万2,789円増の理由は何か。

答弁としまして、牛乳の配送方法を変更したことに伴い、給食センターで牛乳を一時保管するための牛乳保冷库と食器戸棚及び衛生的で安全・安心な給食を提供するための衣類殺菌庫を購入したためです。

次の質疑としまして、学校給食費徴収金について、未徴収世帯はあるか。あればどれぐらいあるのか。

答弁としまして、小学校で1世帯、1人分1万4,720円の未納があります。期間は平

成29年12月から平成30年3月までの4カ月間で合計64食です。

次に、住民課関係について、質疑としまして、国民年金の任意加入者は65歳未満だけか。

答弁としまして、任意加入は基本的に65歳未満の方が対象ですが、65歳以上70歳未満で老齢基礎年金の受給資格期間10年を満たしていない昭和40年4月1日以前生まれの方に対しては、受給資格を満たすまでの期間に限り特例任意加入という制度の対象となります。

次の質疑としまして、子ども医療給付費の1,078万8,833円増の理由は何か。

答弁としまして、平成29年4月診療分より子ども医療を拡充し、中学生・高校生の通院については、平成29年3月診療までは自己負担額の2分の1の助成でしたが、平成29年4月診療からは全額助成にしたことによるものです。

次に、福祉課関係について、質疑としまして、障害児通所給付費等の331万8,726円増の理由は何か。

答弁としまして、主な理由として、平成28年5月に町内に放課後等デイサービス事業所が2カ所開所され、その事業所を新規に利用する児童がふえたためです。

次の質疑としまして、保育所訪問臨床心理士報償の13万7,794円増の理由は何か。

答弁としまして、園児の発達状況をより深く心理士の方に見ていただくために、平成28年度の8回から平成29年度は15回にふやしたことで、心理士の方が豊橋在住であるからです。

次に、環境課関係について、質疑としまして、新規の豊丘し尿中継槽し尿受入・貯留槽沈砂引抜清掃業務委託とは何か。今後、毎年行うのか。

答弁としまして、し尿と浄化槽汚泥については、現在、知多南部衛生センターにおいて処理されていますが、1日の処理能力が決まっているため、豊丘し尿中継槽に一時貯留し、計画的に同センターへ搬入を行っています。

この中継槽の貯留能力を上げるため、5槽あるうちの3槽の砂の引き抜きを平成27年度に、残りの2槽を平成29年度に行ったものです。今後については、毎年ではなく、様子を見ながら行いたいと考えています。

次の質疑といたしまして、海岸漂着物等地域対策推進事業委託料は、漂着物の量に応じて各団体に対して精算したものか。3地区以外の漂着物の回収はどうしたか。

答弁としまして、海岸漂着物回収委託については、内海・山海、篠島、日間賀島地区

の観光協会など3団体に委託をしていますが、委託料については回収した漂着物の量ではなく、作業を実施した延べ時間と時間当たりの単価及び参加人数で計算し、支払いをしています。なお、3地区以外の海岸の漂着物については、必要に応じて海岸管理者が行っています。

次に、保健介護課関係について、質疑としまして、広域予防接種委託料が昨年度に比べて1,138万8,500円増額となった理由は何か。

答弁としまして、乳幼児の予防接種につきまして、平成28年度までは、本町保健センターで一部、集団予防接種として実施していましたが、平成29年度からは全ての乳幼児の予防接種について個別予防接種となり、接種協力医療機関となっている愛知県内のかかりつけ医及び町内の医療機関において個別に接種することとなったためです。

次の質疑としまして、シルバー人材センター運営費補助金が576万4,000円と平成28年度より11万円減っているのはなぜか。

答弁としまして、シルバー人材センターの人件費の減額により国の補助金が11万円減額となったため、国の補助金が町の補助金額を上限として交付されていることから、町の補助金についても同額を減額したものであります。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る19日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まず、建設課関係について、質疑としまして、道路台帳加除修正業務委託料は、更新内容が毎年200万円を超えるほどの作業量があるのか。委託しないとできない内容か。

答弁としまして、加除修正業務については、測量など専門的な知識を必要とし、また、路線ごとに道路現況調書や地方交付税算定基礎資料、道路台帳図などの作成が必要とな

りますので、委託しております。

次の質疑としまして、漁港内廃船処理業務委託料を町が負担するのはなぜか。

答弁としまして、対象となった船舶は、台風等で町の管理漁港に漂着した使用不能な船舶で、登録番号がなく所有者が特定できなかったため、町が廃棄処分したものであります。

次に、産業振興課関係について、質疑としまして、鳥獣害対策事業委託料について、農家から被害届は出ているか。年間どれぐらいか。

答弁としまして、農家からの被害届の提出はありませんが、農作物の食害被害の通報や相談の件数は、カラス、トビについて10件程度、ハクビシンについて数件程度です。

次の質疑としまして、マダイ、ヒラメ、メバル、カサゴ、アワビの放流はいつから実施しているか。また、その効果として水揚げ高は上がっているか。

答弁としまして、マダイ、ヒラメ、メバル、カサゴ等の魚類については、平成12年度より、また、アワビについては、昭和51年度より放流しています。水揚げ高については、魚類は平成15年度と比較しますと3倍ほど増加しています。また、アワビについては減少しています。

次に、防災安全課関係について、質疑としまして、非常用食料について、備蓄目標に対する現在の備蓄状況はどうか。また、各地区への配備はどのように計画しているのか。

答弁としまして、平成29年度末現在で2万5,040食を備蓄しており、備蓄目標4万6,000食の54%となります。また、各地区への配備については、各地区の想定避難者数に応じて計画しています。

次の質疑としまして、消防ホース干し設置工事について、どこの地区に設置したのか。また、消防ホース干しが整備されていないところはあるのか。

答弁としまして、第5分団日間賀島地区の詰所がある日間賀島防災センター敷地内に設置しました。また、消防ホース干しは全ての分団に整備されています。

次に、総務課関係について、質疑としまして、町例規集データベース更新業務委託料は、毎年、作業量の大小にかかわらず同額か。また、職員で作業ができない理由は何か。

答弁としまして、委託料は、作業量の大小にかかわらず同額となっております。民間業者のシステムを使用しているため、職員での作業はできず、システムの維持管理も含めて更新業務を委託しております。

次の質疑としまして、人事関係費の公平事務委託料とは、誰にどんな内容で委託して

いるのか。

答弁としまして、公平事務を取り扱う公平委員会については、人事行政の専門的機関であり、勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分の審査請求の審査、職員の苦情処理などの事務を行います。地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、南知多町と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約が定められており、その事務を愛知県人事委員会に委託しております。

次に、検査財政課関係について、質疑としまして、ふるさと納税の返礼品の金額は3割以下になっているか。

答弁としまして、ふるさと納税の返礼品につきましては、平成27年度に、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託をはじめ、返礼品の金額を3割で設定しており、事業者にもそのようお願いいたしました。現在は3割で返礼品を設定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、今議会に上程されています認定議案第1号 平成29年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

決算議会の意義は、議員必携にもあるように、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する。税金の使い方を決める予算の審議と、その使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる重要な意義ある活動であります。

日本共産党は、無駄を削り、不要不急の事業の負担を見直し、本当に必要なところにお金を回す立場から討論に参加します。

国の施策は、南知多町の政治・財政に直結します。

安倍政権が、本年10月から段階的に生活保護基準を2020年10月までに生活扶助費を最大5%引き下げることを行っています。削減総額は年間210億円で、対象は生活保護利用世帯の7割にも及ぶとされています。ひとり親家庭の母子加算や児童養育加算は、加算の多くが引き下げられ、子どもが多い世帯ほど削減幅が大きくなっています。

生存権を保障する憲法25条にのっとった政治が今求められています。国の悪政のもとでも、南知多の町民の命と暮らしを守る政治がますます求められております。

一般会計に反対する理由は8点にわたって述べたいと考えますが、初めに、平成29年度の評価すべき施策についても触れておきます。

それは、子ども医療費の18歳までの無償化施策です。平成29年度4月から始まった南知多町の子ども医療費の高校生までの無償化施策は、国の子ども医療費無料ペナルティーを乗り越えた南知多の子どもの健康と医療を守ろうとする南知多町としての姿勢を示すもので、大いに評価するものです。

しかし、平成28年度と比べ、中学生、高校生で約1,000万円ほどの子ども医療費の増額となっています。18歳までの医療費を思い切って無償化したのですから、ある面、当然の支出増であります。これは、子どもの健康と生活を守り、若い子育て家族を応援するための町からの希望のメッセージです。子どもの数も全体として減っているのですから、先ほど述べたとおり、これぐらいの支出は南知多町を維持するための積極的投資と考えるべきでしょう。

むしろ、南知多町のように先進的に保護者・子どもに寄り添った独自の政策をすると、国がペナルティーとしてお金をカットするほうが問題です。子ども医療費無償化に背を向ける国の姿勢こそ問題であります。独自に無償化に努力をしている南知多町に対して、年間2,500万円ものお金をカットするという補助金減額というペナルティーを科し、妨害までしています。罰則を口実に無償化をやめる逆行した自治体まで出ております。

全国知事会もペナルティー廃止を求め続けております。道理なき罰則は直ちにやめるべきです。ことしは、ようやく就学前はなくなりましたが、国に早期の撤回を要求することが必要と考えます。

また、この制度で、役場の担当者が懸念されていることは、無償化は無駄な薬の申請

や無駄な診療を増長するのではないかという懸念です。私は、そんなことはまずないと考えておりますが、まず、町民を信頼し、適正な医療へのかかり方を周知し、総括していくことが必要と考えます。もしそのような事例が本当に具体的にあれば、そのときに適切な処理をすればよい問題であると考えます。まず、1年やったぐらいで全面的な総括はできません。最低3年ぐらいのデータをとって、成果と課題、問題点を明確にすることが必要です。

では、平成29年度一般会計ですが、以下の8点の施策には問題があるので反対をいたします。

まず、第1点、国民健康保険料が県下一高いままであることが改善されていないことです。国の責任が大きい問題ですが、当面は国保会計への一般会計からの繰入額がまだまだ少ないという問題です。

国保会計は、本年度からは県統一の制度となりました。県下1、2を争う高い南知多町の国保税です。今後は、毎年納付額が県から示されます。県の国保運営協議会や市町村課長会議の中で積極的に南知多町の苦しさを発信し、納得し払える国保税にしていく必要があります。

さて、国の国保への補助率が年々削られている中、現在、他市町でも実施している南知多町独自の一般会計からの法定外繰り入れはどうしても必要な施策です。29年度は5,365万6,000円繰り入れられております。しかし、まだまだ不十分と言わねばなりません。町の情報資料によりますと、南知多の国保の調定額は、1人当たり調定額12万1,780円で、県平均は9万9,211円です。県下一高い保険料です。1世帯当たりの調定額でも南知多町は24万7,739円で、県平均は16万2,563円で、県2位の高い保険料となっております。

では、2017年度自治体キャラバン資料で、法定外繰入額を近隣の町と比較してみますと、キャラバン資料によれば、南知多町は1人当たり7,496円の繰り入れですが、東浦町は9,235円、阿久比町は1万9,409円、武豊町1万2,303円の繰り入れとなっております。

南知多町の繰入額は、県下36番台で、低い繰り入れとなっております。明らかに一般会計からの繰入額が少な過ぎと考えます。一般会計の収支は2億7,855万1,000円の黒字です。町民が払える国保料にするためには、働かない赤ちゃんでも均等割を徴収するという徴収方法の見直し、また、一般会計や基金をうまく利用し、法定外繰り入れを東浦町並みの9,235円に近づけ、国保特別会計への繰り入れをもっとふやすべきであります。

第2の問題は、知多地方税滞納整理機構への参加はやめるべきという問題です。

当初、機構は、2011年度から2014年度までの3年間の設置期間でしたが、延長され、現在も引き継がれております。平成29年度も南知多町も参加し、平成28年度より2万円多い35万円の負担金を払っております。

私は、昨年ある滞納者に同席し、滞納整理機構徴収業務の対応の強引さを実感しました。高額滞納者に対して成果が上がった、徴収技術の向上が上がったなどしていますが、しかし、その徴収方法は差し押さえを前提に強権的な手法がとられるのが前提です。

私は、滞納自体を擁護して発言するわけではありません。しかし、滞納に至る理由はさまざまです。中には悪質なものもあります。滞納者の多くは払いたくても払えないという生活困窮者の方々です。機構の対応は、差し押さえを中心とした行政の役割から切り離された非日常の行政姿勢そのものです。これでは、町民と行政の信頼関係が近くなるはずありません。南知多町は、滞納整理機構から脱退し、整理機構は解散し、滞納整理の窓口を住民に寄り添った心ある対応にするために、この町役場一本にするべきです。

滋賀県野洲市では、困難な状況を丸ごと受けとめ、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事、税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理するのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則と「ようこそ滞納していただきました条例」「債権管理条例」を2016年に制定しております。自治体を挙げて生活再建の支援を行っています。住民税や固定資産税、国民健康保険税、給食費、水道料などの債権を一元的に管理し、市民生活相談課9人とも連携し、生活再建する仕組みをつくっています。

野洲市は、債権管理に当たって、差し押さえによる一時的な徴収よりも生活再建をして納税していただくほうが納税額が大きいと生活再建優先の考え方で対応しております。2016年度には、新規相談者179人、就労支援相談146人、就職決定96人の実績を上げております。市民の命を守るのが私たち公務員の仕事、市民からのSOSに気づいた人が生活支援課に情報を入れることが当たり前になりつつあると説明しているそうです。

第3の問題は、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会の負担金に反対します。

南知多町は、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会に平成29年度も3,000円支出しております。少ないからよいじゃないかという問題ではありません。リニア工事は、未解決な問題を後回しにして、巨額な国費・県負担金を生む大手ゼネコン優遇の強引な計画です。

静岡県の実職の川勝平太知事も、日経ビジネス8月20日号に怒りの声を上げています。リニア新幹線のトンネルは大井川の水源を横切るので、着工後は毎秒2トンの水量が失われます。水不足が不可避です。だから、川勝知事は、水の全量に戻してもらおうと言い切っております。もともとは、リニア推進派だった現職の静岡県知事が、これほどの思いに至っているのです。原発1基分とされる電力消費量、初めはJRの事業としていたにもかかわらず、赤字が確実なのに国から3兆円もの財政投融資がつぎ込まれるという茶番。南アルプス中央構造線断層帯をはじめ、活断層を次々に貫いていくトンネルの危険。全長9割を占めるトンネルから掘り出される残土処理の不透明さ。そのほか、地下水の処理、電磁波問題の懸念もあります。そして、岐阜のウラン鉱床問題が解決しないままの負担金は、原発と同じく未来への危険な借金を生むもので、南知多町として負担金はやめるべきです。

(挙手する者あり)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

反対討論は時間無制限ですが、簡潔にお願いします。

○議長（藤井満久君）

内田議員に申し上げます。

発言は常に簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないということをお願いします。

○5番（内田 保君）

はい、気をつけてやります。

第4の問題でございます。

南知多町の職員の労働安全衛生の徹底と適正な労働時間管理の問題です。

厚労省が示す平成13年4月6日の基発339号文書の労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準が守られておりません。

本年、30年度から少し改善が見られています。しかし、平成29年度は、平成28年度決算と基本的には変わっておりません。

基本的に、産業医の6万4,900円、面接指導費の6万4,800円だったそうでありますが、平成28年度と変わっておらず、もっと職場の労働者の健康を守るために、ICカードの

導入や、そしてまたまたそのほかに職場労働者の健康を守るための施策を大いにやるべきであります。

先日、9月20日、総合教育会議が終わった後、1階の税務、福祉、住民、出納課の方が5時半を回ってみえましたが、まだ残って仕事をしてみえました。全ての方に残業命令が出ていたのでしょうか。この日、確実に南知多町役場労働者は、一部の方は残ってみえました。曖昧な労働時間カウントでなく、やはりICカードに基づいた職場労働者の労働時間把握が必要です。

続いて、第5の問題は、保健センター運営協議会の委員の中に町議会議員が入っている問題です。

報酬がそれも出されております。今回の審議会は1回で19名中11名の委員の出席で、そのうち3名の議員が出席しました。1人6,300円で、1万8,900円が支出されているそうであります。

既に何回も主張しておりますが、議員が報酬として受け取っており、さらに審議会の数時間のために6,300円の報酬を受け取ることは、税金の二重取りであると町民の批判を免れないものであると考えます。

この報酬を出すことについて、ますますこの大事な問題であります。特に、町長、教育長、半田保健所の委員の方も参加しておりましたが、町長、教育長はもらっておりません。半田保健所の方も出張という扱いで支出しておりません。同じようなやり方がなぜ、それぞれの議員に対してやられないのでしょうか。

問題は、国保運営協議会や都市計画審議会にも通じます。そのほかの議員の中でも、またいろんな部分で見直しをしていく必要があるだろうと考えております。

また、監査委員の議員選出の監査も名誉職化している、もっと専門性をの理由で、地方自治法等の一部を改正する法律案が可決され、議会から選出される監査委員をなくすることができるようになっていきます。監査委員の権限の強化、独立性・専門性を高めることが必要です。

また、議会は、監査委員とは別の立場から議会本来の機能として自治体行政に対する監視機能を果たしていくべきであります。守秘義務が課せられている議員が監査委員として監視機能を果たすことが非常に難しいというように思います。議会選出の監査委員については、この機会になくすべきだと意見表明しておきます。既に、大府市はこの4月からなくしております。

第6の問題は、適正な入札・随時契約がなされていたかという問題です。

指名競争入札は124件、随意契約は202件、地方自治法234条の2によって基本的に一般競争入札によらなければならないとされております。一方、この原則を貫くと調達に準備に多くの作業や時間が必要となり、その結果として、目的の達成に弊害が起きる場合は、あくまで例外として指名競争入札や随意契約による調達が認められております。

しかし、南知多町の入札は、一般競争入札が全て一件もありません。これはどうなのでしょう。

まずは、一般競争入札の原則が、全て指名競争入札か随意契約となっています。確かに、地元を生かしたいとの思いはありますが、その競争性・透明性・経済性はどうだったのでしょうか。

指名競争入札は22条で、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならないとされています。29年度の工事入札は57件です。しかし、これが守られていない案件があります。日間賀島教職員住宅改修工事が3,913万9,200円の予定価格を3,757万3,200円で石橋組が96%の落札率で落としております。しかし、このときの電子入札業者は4者です。

また、篠島中学校トイレ洋式化改修工事でも159万8,400円の予定価格で、154万4,400円で石黒組が落札率96.62%で落としております。この工事入札も4者です。

南知多町公民館外壁補修工事でも予定価格506万5,200円で、石黒組が487万800円で96.16%で落としております。このときも入札者は4者です。

これらの工事は初めからわかっているのですから、南知多町契約規則22条に基づき、5者以上の指名をしなかったのでしょうか。この4者入札の3件を除く、ほかの54件の契約を見てみると、全て5者以上7者の指名競争入札となっております。契約規則22条が曖昧にされて、落札率も曖昧になっているのは問題です。

また、随意契約の問題もさまざまな随意契約をされておりますが、22条で随意契約を進めようとするときは、あらかじめ第14条の規定に準じて予定価格を定めなければならないとしております。決算において、果たしてこのとおりにされているのでしょうか。2者以上の見積もりをしっかりとって随意契約がされているのでしょうか。

決算書の中に一例で、海岸漂着物等地域対策推進事業委託料というのがあります。極めてその問題についてもさまざまな業者に対しての委託料は適正な価格でやられていたかどうか。それについても執拗な形に思います。

第7の決算書に見られる問題は、負担金・補助金及び交付金の曖昧さに問題です。

これは、前から私が指摘しておりますが、さまざまなカジノにつながるような負担金、そして空港のIR法との関係との負担金。

今回、30年度負担金は一部削除されておりますが、まだまだ多くの負担金が残っております。この負担金の見直しがまだまだされていないということで反対するわけです。

最後に第8は、マイナンバー制度の移行の問題です。

個人番号カードの交付事業は、国の多額のお金をかけて南知多町にも強制しております。マイナンバー制度は、一歩間違えると個人のプライバシーを国が管理・統制することにつながります。今は限定された利用方法で便利さを強調しておりますが、将来的には、個人の預金・通帳・経歴や全てにわたって統制管理を狙っております。

南知多町のマイナンバー発行数は、29年度で1,139枚です。既に全員に番号を付与していてもおかしくないわけですが、既にこの時点で破綻していると考えます。南知多町として撤退すべきです。マイナンバーは強制できません。今、年金受給者に対して扶養親族の申告にマイナンバーの記載を求めることはいろんな形でやられておりますが、年金機構はマイナンバーの記載がなくても申告書を受理と確認しています。基本的に、本人提出拒否は番号不記載であっても受理の原則があります。番号がないと窓口でその旨を南知多町として住民に周知することが重要であると考えます。

以上をもって、ちょっと長くなりましたが、一般会計決算認定への反対討論とします。各議員の賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、認定であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第2 認定議案第2号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（藤井満久君）

日程第2、認定議案第2号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、脳ドックは何人の方が受診し、幾らの自己負担額であったのか。また、希望したが受診できなかった方は何人か。

答弁としまして、197人の方が受診されて、自己負担額は3,570円でした。希望したが受診できなかった方の数は、定員に達した後で問い合わせをいただいた方が30人いらっしゃいました。

次の質疑としまして、一般被保険者の不納欠損額が1,445万4,501円である。その内訳は何か。また、昨年より増加しているのはなぜか。

答弁としまして、内訳としては、行方不明者19名、生活保護8名、死亡9名、生活困窮者27名、競売や破産等により換価する財産なしが3名の合計66名です。また、増加した理由は、平成28年度は40名だったものが66名にふえたためです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、認定議案第2号 平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてへの反対討論を行います。

決算議案の中で、さきに私が一般会計の中で述べたように、県下一高い保険料であります。不納欠損が……。

○議長（藤井満久君）

内田議員に申し上げます。

同じことを繰り返さないようにお願いします。

○5番（内田 保君）

わかりました。

不納欠損が1,537万円で、収入未済額が1億1,175万円です。まず、医療費の削減に努力しつつも、苦しいですが、やはりもっと一般会計からの繰入額をふやすべきです。また、調定額についても、先ほど述べたようにまだまだ県平均には足りない、そういう実態でございます。

国保会計を困難にさせているのは、基本的な原因は、歴史的にも社会的にも社会保障として国の責務であるはずの繰入金をどんどん少なくしていることにあります。国民健康保険制度は、相互扶助や自己責任制度ではありません。国民健康保険法第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると、国保は社会保障に寄与する制度として明確にしております。そして、第4条で国の運営責任や県の指導責任を明確にしています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

法律の説明が不要と思いますので、よく注意をお願いします。

○議長（藤井満久君）

内田議員、よろしく申し上げます。

○5番（内田 保君）

はい。趣旨を理解するためにちょっと言っております。よろしく申し上げます。

つまり、これは国が財政責任を負い、お金のあるなしで差別されない制度である、これがもともと1980年代は国保の総会計は国が約50%占めておりました。それが、今の政

権で20%台まで引き下がっているのです。今は少しは上がっておりますが、独自の要求も必要です。

今、南知多町の町民と福祉を守るために、平成30年度の予算では5,800万円ばかり上がっておりますが、これからの低所得者に対する施策は非常に大事な問題であります。

低所得者に対する国保行政も一人一人に寄り添っているかという問題もあります。滞納者に対する冷たいサービスになっていないかという問題もあります。保険料が払えず、短期保険証が56世帯あります。資格証明書は15世帯も発行していることです。南知多町は5年前からずっと短期保険証・資格証明書を発行しております。特に、資格証は窓口で10割負担で償還払いという形になります。武豊町や美浜町では発行されておられません。

資格証の受診では、10割窓口負担で償還払いとなり、治療を要する場合は、短期証を交付する旨が国会での議論を通して確認され、厚生労働省の事務連絡で発出されております。しかし、南知多町の現場では改善がされておられません。南知多で資格証発行世帯で、緊急時の短期保険証への切りかえ基準を持っていないことも問題です。

以上をもって反対討論とします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第3 認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第3、認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、低所得者の保険料軽減では、均等割軽減9割、8.5割、5割、2割の29年度の具体的人数はどれだけか。

答弁としまして、9割軽減の方が880人、8.5割軽減の方が778人、5割軽減の方が293人、2割軽減の方が263人です。

次の質疑としまして、平成29年度の148万2,300円の後期高齢者医療保険料還付金は、なぜ発生したのか。

答弁としまして、被保険者の死亡や転出による資格喪失や所得更正により保険料額が変更となったため発生しました。

また、平成29年度については、国の保険料軽減判定にかかわるシステム誤りにより、遡及して保険料額が変更になったものもあります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

認定議案第3号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に賛成討論をいたします。

後期高齢者医療特別会計の収支決算は、一般会計から7,111万円を繰り入れて、約269

万円の黒字会計です。後期高齢者医療の特別会計として、今のところ何とか健全な運用をしていることで決算認定として賛成します。

全国で1,600万人が加入するこの後期高齢者医療制度は、2008年、社会保障制度の削減を狙った構造改革路線の柱として導入しました。75歳になった人だけがそれまで加入していた国民健康保険本体から切り離され、後期という特別な枠に囲い込まれ、2年に1度、保険料が上がっております。年齢差別の仕組みです。

年金から天引きされる保険料は、一人一人所属によって異なりますが、消費税や必需品などの値上げによって年金が目減りする中、保険料を払い切れない75歳以上の高齢者の滞納者が2016年には全国で24万人にも上っております。75歳以上に負担を負わせてはなりません。もとの国民健康保険制度に戻すべきです。

しかし……。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

前回、全協で話がありましたことですよ。意見がある者が賛成討論というのはいかがですか、議長。

○議長（藤井満久君）

発言の途中ですが、内田議員に申し上げます。

賛成討論における条件つき討論はあり得ないこととされておりますので、十分留意してください。

○5番（内田 保君）

わかりました。

○議長（藤井満久君）

また、反対討論もここでは控えてください。

○5番（内田 保君）

ここは今、私は賛成して、そのための条件について述べているわけではありません。

○議長（藤井満久君）

条件つき討論は。

○5番（内田 保君）

やりません。

○議長（藤井満久君）

お願いします。

○5番（内田 保君）

愛知県は、今、県統一の仕組みとなっており、そのために基本的業務は県が対応しております。南知多町は窓口だけとなっております。8月23日に愛知県の春日井市で後期高齢者医療広域連合の愛知県の定例議会が開かれました。平成29年の決算データを見ると、愛知県の広域連合全体で保険料未納の差し押さえが211件で2,475万円あります。高額療養費の未申請者も1万8,842人で未申請額が1億132万円が多発しております。

これを南知多町で見えますと、この7月末現在で80人の未申請者がおります。本来支給されるべき36万2,719円の高額療養費がそっくりそのままになっております。町当局にお聞きすると、対応は基本的に県であるとのこと。

つまり、県統一としたために一人一人の細かな申請のためのケアサービスが弱くなっていると考えます。

一方、平成29年度は、後期高齢者医療保険の見直しでした。30年度、31年度の……。

○議長（藤井満久君）

内田議員にもう一度申し上げます。

発言の途中ですが、賛成討論における条件つき討論はあり得ないこととされております。また、反対討論も受け付けませんのでよろしく申し上げます。

○5番（内田 保君）

わかりました。

一方、平成29年度は、後期高齢者医療保険の見直しでした。これはいいことを言っているんです。ほかの県では値上げの県もありましたが、愛知県では引き下げています。

所得割が9.54%から8.76%にしております。均等割額は4万8,984円から4万5,379円に、所得割は約0.8%の引き下げ、均等割は約3,600円の引き下げです。1人当たりの年平均保険料も8万5,587円から8万2,861円で、約3.19%の引き下げとなっております。被扶養者の所得割額軽減の引き上げも逆にありましたが、保険料改定については、とりあえず下げたということで評価できる面であります。

南知多町の一般会計から7,000万円を繰り入れている後期高齢者医療制度です。これからも安心して75歳以上の高齢者が利用できる制度の継続をお願いして賛成討論を終わ

ります。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は35分までといたします。

〔 休憩 10時22分 〕

〔 再開 10時35分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第4 認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第4、認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

現年度分の介護保険料収入未済額が205万6,800円であるが、徴収に向けてどんな働きかけをしたか。

答弁としまして、年金から天引きで徴収される特別徴収の介護保険料の徴収率は100%であり、収入未済額は納付書や口座振替で納付する普通徴収分で発生しています。

これについては、督促状などを送付するほか、電話勧奨や滞納整理による戸別訪問を

年3回実施し、納付につながるよう努力しております。

また、納付誓約書をいただき、年金支給月などに分割して納付するなど、計画的な納付のお願いをして、新たな滞納が生じないよう努力もしております。

次の質疑としまして、介護認定訪問調査委託料は、どのような業者に委託しているのか。また、どのような調査を委託しているのか。

答弁としまして、町内に4事業所ある居宅介護支援事業所に介護認定調査の業務を委託しています。

また、介護認定訪問調査対象の被保険者が町外など遠方にお住まいの場合は、お住まいの地域の居宅介護支援事業所に介護認定調査の業務を委託する場合があります。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

認定議案第4号 平成29年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定への反対討論を行います。

介護保険をめぐる国の動きは、南知多町にも直結します。この8月から介護保険サービス利用が最大2割から3割に引き上げられました。この制度が始まったのは1割負担でしたが、もう15年に2割になったばかりでした。悲鳴が上がっております。

次に、会計決算への反対理由を述べます。

第1に、1億円の繰越金の会計処理は適切であったのでしょうか。今回の介護保険特別会計は、全体として黒字会計です。しかし、1億円という繰越金は問題です。29年度を含む過去3年間の介護保険全体の妥当性が問われる問題です。本来3年間で、介護保

険料については適正な運営により支出すべき内容だからです。

繰越金を利用して、平成30年度から介護保険料の基準額を100円程度引き下げたのは評価できる措置ですが、例えば5,100円から5,000円ではなく、4,950円と、もっと30年度からの基準額を引き下げることができなかつたのでしょうか。武豊町は、月額4,960円です。

第2番、600万円を越す業務委託をされております。介護保険システム改修業務委託は648万円支出されていますが、この支出は入札ではなく、随意契約をしたということです。保健介護課の方の説明では、専門的領域が大きい、同じ業者の安易なものの方がいいと、そういう説明でありました。

しかし、安易な継続は不正を生みやすいものです。できるだけ入札が必要であることは自治法等が要請しております。648万円もの契約は時間がかかっても少なくとも同業者の他市町との契約状況を調査して、入札等での適切な契約を目指すべきだったと考えます。

第3に、介護保険運営協議会の、これは国保運営協議会の中でもそうですが、議員が委員となっていることをございます。議会の案件となるような保険料を扱うことはあらかじめ談合しているととられても仕方ありません。議員としてのチェック機能を弱めるものです。税金の二重取りと町民の批判を免れないものであり、このような制度を続けていくことに反対であります。

第4に、基本的に要介護3以上の老人施設への入居者の待機者の数が余りにも多く、その施策が明確になっておりません。確かに、各施設に対して補助は支出しておりますが、100人以上いると思われる待機者に対しての有効な長期的施策の構築がなされていない。

このため、以上をもって、介護保険特別会計の認定議案に対する反対討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

**日程第5 認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定**

○議長（藤井満久君）

日程第5、認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に
ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたし
ました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

では、認定議案第5号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定に賛成討論いたします。

収支決算では、一般会計からの約4,400万円と基金の800万円の繰り入れもあり、約
870万円ばかりの黒字です。基金積み立ても平成28年から少し減っているものの、約

1,400万円ばかりあり、経営の健全性は保たれています。

平成15年に開始された南知多町の日間賀島下水道事業は、南知多町においては先進的な取り組みであり、日間賀島の皆さんの多大な協力でまちづくりの構想として評価されるべき取り組み事業です。

ただ、100%の加入になっていないことは、既に浄化槽を設置した方などさまざまな要素もあり、今、加入へは20万円かかるそうでもあり、未加入者対策も今後の課題であると考えます。

また、本来は使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っていないことも続いているので、さらなる費用の削減や効率化を進めて、改善を図ることも課題になっていると考えます。施設利用率の向上は、日間賀島の季節変動の大きい観光人口を抱えていることのも特性でもあり、難しい問題です。

平成15年から中継ポンプ等の維持管理・長寿命化対策は喫緊の課題であり、老朽化対策とともに、時期を切った長期的な経営戦略の策定を視野に入れて効率的な経営の検討を進めることが必要と考えます。安心して使いやすい漁業集落排水の取り組みをさらに進めることをお願いして、賛成討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第6 認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第6、認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

よろしく申し上げます。

認定議案第6号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に賛成討論を行います。

師崎港駐車場は、収益的収支は黒字が続いております。平成29年度も1,751万円ばかりの黒字です。平成29年度の駐車場基金残高は3億8,800万円です。

建設時に利用した企業債については、他会計からの補助金に頼ることなく、駐車場料金の収入のみで償還計画に基づき計画的償還を行っております。

利用状況は、過去5年間の経年比較は安定的な稼働を維持していることがわかります。今後も、釣り客、日間賀島・篠島観光等、周辺の立地条件のよさを生かして需要はあるはずであり、健全運営を維持していくために、現在の管理手法を維持して運営していくことが必要であると考えます。

将来的な師崎観光船、また観光船乗り場、観光施設の建てかえも含めた、現在の稼働率をさらに上げるためにも、経営の戦略については32年ごろまでに策定することも必要

に思っております。

駐車場運営については、さらなる観光ビジョンを明確に打ち出し、中継拠点としての発展の可能性を探ることを提案し、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第7 認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

認定議案第7号 平成29年度南知多町水道事業会計決算認定に賛成討論を行います。

経常収支は一般会計からの繰り入れもあり黒字です。繰越利益剰余金も2,570万円あり、累積欠損金がゼロ円です。南知多町の有収率は88.51%で、知多半島で一番の水漏れ自治体ですが、さまざまな営業努力もされていることも質問してわかりました。有収率は、この5年間徐々に改善されてきており、耐震工事も進んでいるとのこと。今後は、塩化ビニール管の解消工事を計画的に進めていただきたいと思います。

水道事業における有収率の向上の対策は、重要性は1に経営の安定、2に水資源の有効活用、3に水漏れによる道路陥没などによる事故防止、この第三者への影響があると考えます。地震が起きたときは顕著にあらわれるものです。今後とも積極的な取り組みで専門家等の漏水の管理、配水の施設の漏水防止の対策、効果的な漏水調査の方法について、助言を得ながら対策を検討していただきたいと思います。

また、料金回収率ですが、平成27年、94.05%、平成28年、88.72%、平成29年は90%で、やや減少しているのも気になります。収入未済額の解消と同時に検討する課題とも考えます。

給水人口・世帯の減少があります。大口使用者である産業の事業所の使用水量の減少もあり、全体の使用水量と料金収入の減少が続いております。今後も安心して安全な水道水を供給していくために、施設や管路網は災害に対応できる計画的整備を進めることが必要です。

同時に経費削減はもちろんのこと、当面、平成33年ごろまでに財源計画や施設の効率性を踏まえた資産の更新計画やその見通し、総合的にまとめた水道事業の経営戦略を整備していくことが必要に思います。それをお願いして、賛成討論を終わります。

○議長(藤井満久君)

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第 8 議案第 55 号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第 8、議案第 55 号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第 55 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 55 号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第56号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、町運動公園のテニスコートの利用者についてはどのような状況か。

答弁としまして、テニスコートの利用者については、平成29年度が981人、平成28年度は1,139人ですので、その利用者は160人ほど減少しておりますが、利用者の増減については、屋外の施設であり、天候に左右されることから大きな変動はないものと考えております。

次に住民課関係について、質疑としまして、産前産後の国民年金保険料免除の期間はどのぐらいか。

答弁としまして、出産予定日の前月から4カ月間で、双子など多胎児の場合は、予定日の3カ月前から6カ月間の保険料が免除となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第56号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。
主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第56号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場から討論
します。

日本共産党は、危険な学校ブロック塀撤去について、大阪北部地震の小4の児童の事故があった後、6月21日、25日に教育委員会、町長、防災安全課、建設課などに口頭と文書などの申し入れをしてきました。

今回の補正予算は、町当局の機敏な対応を具体化するもので評価します。学校の危険な日間賀小、師崎小のブロック塀が撤去されるは当然のことです。

また、大阪北部地震前は、南知多町は他市町では制度化されていた民間の家の塀対策がありませんでした。しかし、今回とりあえず400万円を予算化し、1軒当たりかかる費用の2分の1で、最大20万まで補助する制度を確立したことは、町民の安心につながります。この制度を利用して危険と思われるブロックを町民の方が撤去・改善していただけることがこれからの鍵になると考えます。

まず、この制度を広く町民の皆さんにお知らせすることが必要に思います。町広報や区の会議の中、さまざまな機会に私たち議員も含めて周知していくことが必要であると考えております。

最後に、この400万円の補助制度は今回1回限りにせず、危険と思われるブロック塀

が存在する限り、予算化する条件でしばらくの間続けることをお願いして賛成討論を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

意見が加わっております。いかがですか、賛成討論。

○議長(藤井満久君)

内田議員に申し上げます。

賛成討論における条件つき討論はあり得ないということとされておりますので、十分……。

○5番(内田 保君)

わかりました。

今、条件ではなくて、私は課題を言っているんです。

○議長(藤井満久君)

反対。

○5番(内田 保君)

今、これ賛成討論している。

○議長(藤井満久君)

今のは賛成討論で。

○5番(内田 保君)

賛成討論ですよ。

その中でも、また課題は絶対出るんですよ。

○議長(藤井満久君)

条件つき。

○5番(内田 保君)

条件つきではありません、これは。

これは、さまざまな行政をやっていく中では、必ず課題は生じます。だから、それを指摘しないで行政は進んでいきません。

なので、私は賛成……。

(発言する者あり)

○議長（藤井満久君）

先ほどから注意していますが、議長の命令に従わないので、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで発言を禁止します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第57号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第57号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤井満久君)

日程第11、議案第58号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第58号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金の補正は毎年あるのか。

答弁といたしまして、出納整理期間の4月から5月末までに後期高齢者医療保険料の納付があれば、補正予算を計上することになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第59号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤井満久君)

日程第12、議案第59号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、平成29年度の決算剰余金の繰越金1億207万8,000円について、今年度、第7期介護保険料の基準月額を100円引き下げて5,000円としたが、さらに引き下げが可能だったのではないかと。

答弁としまして、平成30年度から平成32年度の3年間の第7期介護保険事業計画に基

づき、当該計画期間の介護保険料の基準月額を5,000円と、前の計画期間の介護保険料の基準月額に比べ100円引き下げました。

平成29年度決算により、決算剰余金1億207万8,000円が生じましたが、第7期介護保険事業計画の策定時点では、平成29年度の決算見込みをもとに策定しており、適正な基準月額の設定を行ったものと考えております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第60号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第60号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑としまして、設置するエアコンの機種は検討しているか。

答弁としまして、児童・生徒の安全性、教室環境などから総合的に判断し、現在のところ、天井からのつり下げ型を考えています。

次の質疑としまして、予算額はどのように見積もりしたか。また、小学校費と中学校費で予算金額の差が大きいのはなぜか。

答弁としまして、予算額につきましては、業者から徴収しました見積書の金額を計上しています。

また、小学校費と中学校費の予算額の差が大きいのは、1校当たりの設計金額ではなく、1教室当たりの設計金額で予算を計上しているためであります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第60号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第14、請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、少人数学級の推進ということになっているが、学級人数を幅広く捉えかねないので、1、2、3年生は35人学級と明確にしたほうがよいのではないかという意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により、本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第15 発議第61号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

○議長（藤井満久君）

日程第15、発議第61号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

発議第61号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成とさまざまな教育課題の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第61号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第16、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項についての閉会中の継続審査（調査）の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成30年第3回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さま

でした。

[閉会 11時13分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 石 黒 充 明

署 名 議 員 山 本 優 作